## 社会福祉法人師勝福祉会評議員会議事録

1 開催日時

平成28年12月22日(木)午前9時27分

2 開催場所

セルプしかつ 会議室

3 出席者

評議員 大野 厚、鈴木明美、福永光彦、吉田彩子、酒井郁子、茲出五月、 門出百合子、伊藤一雄、大口正文、野津久子、柴田忠利、清水孝 司(施設長)

欠席評議員 岩越久夫

出席監事 なし

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第16号議案 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について

第17号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次 補正予算について

第18号議案 社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部改正について

第19号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について

第20号議案 社会福祉法人師勝福祉会育児休業、介護休業等に関する就業規則 の一部改正について

5 定足数

評議員定数13人中12人の出席。社会福祉法人師勝福祉会定款第13条第6項の規定により過半数の出席を得ており、この評議員会は成立した。

- 6 議事の顛末
  - ○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第13条第5項の規定により、議長の選任について 諮ったところ、大口正文評議員を議長に推薦する声があり、大口正文評議員が議 長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 吉田彩子 ・ 評議員 清水孝司

○議 事

議 長 「第16号議案 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について」諮りま

す。

内容については、施設長から説明をお願いします。

施設長 「第16号議案 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について」説明します。

第16号議案 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について

社会福祉法人師勝福祉会定款第14条第2項の規定に基づき、社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について、別紙のとおり評議員の意見を求める。

平成28年12月22日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法等の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、社会福祉法人が備える公益性・非営利性に見合う経営組織や財務規律を整備するため。

社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人制度の改革については、社会福祉事業への民間参入なども相俟って、改めて社会福祉法人としての公益性と非営利性という趣旨に立ち返り、その取扱い・運営方法を見直すものです。

来年の4月1日施行ということで、まず、国が示した社会福祉法人定款例を 参考に定款を変更し、いよいよ具体的に作業を進めるものです。

新旧対照表で説明します。

第1条(目的)・第3条(経営の原則)第1項は、関係条文の流れに応じ、条 文の整備を行うものです。

第3条第2項は、社会福祉法人としての公益性を謳うため、社会福祉法人定 款例を参考に、地域社会に貢献する取組を明記するものです。

第2章「評議員」は、定款例を参考にして、旧定款第3章「評議員及び評議員会」の規定中「評議員」に関する規定を、第2章として定めるものです。

第5条(評議員の定数)は、評議員の定数を13名から7名に改めるものです。

第6条(評議員の選任及び解任)第1項は、社会福祉法人師勝福祉会の適正な運営に対して、中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任するため、任意の機関として、評議員選任・解任委員会を設置するものです。

第2項は、選任・解任委員会の組織で、監事1名、事務局員1名及び外部委員3名、合計5名と定めるものです。

第3項・第4項は、選任・解任委員会へ評議員候補者の推薦及び解任の提案 を行う方法を定めるものです。

第5項は、選任・解任委員会の決議で、委員の過半数が出席し、その過半数かつ外部委員の1名以上の賛成をもって決議する旨、定めるものです。

第7条(評議員の資格)は、租税特別措置法第40条、公益法人等に財産を 寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例に関する規定ですが、その特例を受 けるに当たり、評議員の条件を定めるものです。

第8条 (評議員の任期)第1項は、評議員の任期で、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、と定めるものです。

なお、定時評議員会とは、改正社会福祉法により新たに定められた評議員会で、毎会計年度終了後の一定の時期に、毎年6月までですが、招集され、決算等の承認を行うために、必ず開催する必要がある評議員会のことを言うものです。

第2項は、補欠として選任された評議員の任期は、その残任期間とするものです。

第3項は、任期満了又は辞任により退任した後の評議員としての権利義務で、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する旨、 定めるものです。

第9条 (評議員等の報酬等)は、評議員及び選任・解任委員の報酬で、1人当たりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬を支給する旨、並びに費用弁償の支給について定めるものです。

第3章「評議員会」は、定款例を参考にして、旧定款第3章「評議員及び評議員会」の規定中「評議員会」に関する規定を、第3章として定めるものです。

第10条(組織)は、評議員会は、すべての評議員で組織する旨、定めるものです。

第11条(権限)は、評議員会の決議事項について定めるものです。

第12条(招集)は、定時評議員会の招集の時期で、毎年度6月までに招集するほか、定時評議員会以外の評議員会の招集を定めるものです。

第13条第1項は、評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する旨、 定めるものです。

第2項は、評議員が、評議員会の招集に関して請求する権限を定めるものです。

第14条(議事)第1項は、評議員会に議長を置く旨、定めるものです。

第2項は、評議員会の決議で、決議に加わることのできる評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって決議する旨、定めるものです。

第3項は、第2項の規定に関わらず、特別な事項については、決議に加わる ことのできる評議員の3分の2以上をもって決議を行うものです。

監事の解任・定款の変更に関すること、その他法令で定められた事項ですが、「その他法令で定められた事項」とは、役員等の損害賠償責任の免除、法人の解散、合併契約の承認等です。

第4項、理事又は監事を選任する議案の決議は、候補者ごとに行う旨、定めるものです。

第5項は、評議員の全員が、書面又は電磁的記録、例えばメール等ですが、 同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議を省略できる旨、定めるもので す。

第15条(議事録)は、評議員会に係る議事録を作成するもので、第2項は、 議事録は、議長・会議に出席した評議員のうちから選出された評議員2名が署 名又は記名押印する旨、定めるものです。

第4章「役員及び職員」は、定款例を参考にして、旧定款第2章「役員及び職員」の規定中「役員及び職員」に関する規定を、第4章として定めるものです。

第16条(役員の定数)第1項は、理事・監事の役員の定数を、理事6名・ 監事2名と定めるものです。

第2項は、理事のうち1名を理事長とする旨、定めるものです。

第17条(役員の選任)第1項は、役員は、評議員会の決議によって選任する 旨、定めるものです。

第2項は、理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する旨、定める ものです。

第18条(役員の資格)は、特措法第40条の特例を受けるに当たり、理事及 び監事の条件、特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて 含まれてはならず、監事にあっては含まれてはならない、等を定めるものです。

第19条(理事の職務及び権限)第1項は、理事の職務及び権限について定めるものです。

第2項は、理事長の職務で、法人を代表する旨、及び権限について定めるものです。

第3項は、理事長の職務の執行状況については、3ヶ月に1回以上、年4回、 理事会に報告する旨、定めるものです。

第20条(監事の職務及び権限)第1項は、監事の職務で、監査報告を作成 する旨、定めるものです。

第2項は、監事の権限について定めるものです。

第21条(役員の任期)第1項は、役員の任期で、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするものです。

第2項は、補欠として選任された役員の任期は、残任期間とするものです。 第3項は、任期の満了又は辞任により退任した後の役員としての権利義務で、 新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する旨、 定めるものです。

第4項は、任期の満了又は辞任により退任した後の理事長としての権利義務で、新たに選任された者が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する旨、定めるものです。

第22条(役員の解任)は、役員の解任に係る事由について定めるものです。

第23条(役員の報酬等)は、役員の報酬及び費用弁償の支給について定める もので、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき報酬等を 支給する旨、定めるものです。

第24条 (職員)は、この法人に職員を置く旨、定めるものです。

第5章「理事会」は、定款例を参考にして、旧定款第2章「役員及び職員」 の規定中「理事会」に関する規定を、第5章として定めるものです。

第25条(組織)は、理事会は、すべての理事で組織する旨、定めるものです。

第26条(権限)は、理事会の職務について定めるものですが、日常の業務と して理事会が定める事項については理事長が専決し、理事会に報告する旨、定 めるものです。

第27条(招集)第1項は、理事会は、理事長が招集する旨、定めるものです。

第2項は、理事が、理事会の招集に関して請求する権限を定めるものです。

第3項は、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事、 "各理事というのは、読んで字の如く各理事"ですが、各理事が理事会を招集 する旨、定めるものです。

現在は、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事長の職務代理者が招集することになっておりますが、変更後の定款では、その条文は削除となっております。

これは、改正社会福祉法では、理事長以外の理事に対する代表権の行使が認められていないとともに、理事長は、理事会において選定されることとなっているため、理事長以外の理事が職務を代理し、また理事長が代理者を選定することは無効である、という見解からです。

第28条(議事)第1項は、理事会に議長を置く旨、定めるものです。

第2項は、理事会の決議で、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する旨、定めるものです。

第3項は、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議を省略できる旨、定めるものです。

第29条(議事録)は、理事会に係る議事録を作成するもので、第2項は、 議事録は、理事長及び監事が署名又は記名押印する旨、定めるものです。

第6章「資産及び会計」は、定款例を参考にして、旧定款第4章に関する規定を、第6章として定めるものです。

第30条(資産の区分)は、資産の区分のうち「運用財産」を「その他財産」 に改めるものです。

第31条(基本財産の処分)は、基本財産を処分し、又は担保に供しようと するときは、理事会及び評議員会の承認を得る旨、定めるものです。

変更前の旧定款第21条(特別会計)の規定については、会計基準が改められ、新会計基準を適用することより削除するものです。

第33条(事業計画及び収支予算)は、この法人の事業計画書及び収支予算書の編成に関し、理事長及び理事会並びに評議員会の職務及び権限について定めるとともに、一般の閲覧に供する旨、定めるものです。

第34条(事業報告及び決算)第1項は、この法人の事業報告及び決算に関し、 理事長及び監事並びに理事会の職務及び権限について定めるものです。

第2項は、事業報告及び決算に関する書類について、定時評議員会への提出 及び承認を受ける旨、定めるものです。

第3項は、事業報告及び決算に関する書類については、書類の備え置き及び 一般の閲覧に供する旨、定めるものです。

第37条(臨機の措置)は、特措法第40条の特例を受けるに当たり、理事会の同意及び評議員会の承認を求める旨、定めるものです。

第7章「公益を目的とする事業」は、定款例を参考にして章を繰り下げたことに伴い、旧定款第5章に関する規定を、第7章として定めるものです。

第38条(公益事業)は、定款例を参考にして、公益事業としての目的を定めるとともに、条文の流れに応じ、条文の整備を行うものです。

第8章「解散及び合併」は、定款例を参考にして章を繰り下げたことに伴い、 旧定款第6章に関する規定を、第8章として定めるものです。

第41条(残余財産の帰属)は、合併又は破産による解散を除く解散をした場合は、当該残余財産は、評議員会の決議を得るとともに、特措法第40条の特例を受けるに当たり、帰属先を定めるものです。

第42条(合併)は、合併しようとするときは、理事会の同意及び評議員会の 承認を求めた上で、合併契約を締結する旨、定めるものです。

第9章「定款の変更」は、定款例を参考にして章を繰り下げたことに伴い、 旧定款第7章に関する規定を、第9章として定めるものです。

第43条(定款の変更)は、定款を変更しようとするときは、評議員会の決議 を得る旨、定めるものです。

第10章「公告の方法及びその他」は、定款例を参考にして章を繰り下げた ことに伴い、旧定款第8章に関する規定を、第10章として定めるものです。

第44条(公告の方法)は、公告の方法として、電子公告を新たに加えるものです。

附則といたしまして、この定款は、平成29年4月1日から施行いたします。

- 2 この定款の施行日の前日、平成29年3月31日に、評議員である者の 任期は、同日の平成29年3月31日に満了します。
- 3 この定款の施行の際、つまり平成29年4月1日に、役員である者の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までといたします。 以上ですが、この議案書の資料として、所轄庁である北名古屋市へ申請する 「社会福祉法人定款変更認可申請書」が添付してありますが、この申請書をもって北名古屋市へ申請する予定です。

以上です。

- **議 長** ただ今、説明のありました内容について、「第16号議案 社会福祉法人 師勝福祉会定款の変更について」質問がありましたら承ります。
- **柴田評議員** 評議員会・理事会の組織だが、今回の定款変更は全国一斉に行われるもので、理事会が執行機関ということになる。役所でいうと、市長が議会へ提案するように、理事会が評議員会へ提案して、評議員会が承認するという捉え方でよろしいか。
- 施設長 そのとおりです。
- **柴田評議員** 評議員の人数が13名から7名となるが、どのような形で進めてい くのか。
- **施設長** この定款変更を認めていただいたら、定款変更の手続きを北名古屋市役 所へ行います。定款変更の認可後、具体的に選任の手続きを進めます。
  - 3月までに評議員を選任し、その後、理事の選任を行います。

7名の評議員については、今までの評議員とは別の指導があり、大学の先生 や税理士をメンバーに入れるということなので、そのような人選をしていると ころです。

- **福永評議員** 第27条第3項で規定されている「理事長が欠けたとき」は、どのように対応するのか。
- **施設長** 理事であれば誰でも理事会を招集する権限があるということです。例えば、理事長が欠けたときに、理事長を決めなければいけない場合、今までですと、職務代理が召集することになりますが、新しい定款では、職務代理を置くことを認めていないので、理事であれば誰でも理事会を召集することができるということです。
- 議 長 他に質問がないようですので、採決に入ります。

「第16号議案 社会福祉法人師勝福祉会定款の変更について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 举手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第16号議案 社会福祉法人師

勝福祉会定款の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第17号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収 支第2次補正予算について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第17号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収 支第2次補正について」説明します。

平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次補正予算について

社会福祉法人師勝福祉会定款第14条第2項の規定に基づき、平成28年度 社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次補正予算について、別紙のと おり評議員会の意見を求める。

平成28年12月22日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

平成28年度 社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次補正予算

平成28年度 社会福祉法人師勝福祉会の社会福祉事業収支第2次補正予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算の補正)

第1条 収支予算の総額に収入支出それぞれ449万円を追加し、収支予算の 総額を収入8,152万5千円、支出8,102万5千円とする。

内訳として、事業活動による収支の収入を449万円追加し、支出を449万円追加、うち人件費支出を243万円追加、人件費以外の支出を206万円追加して、事業活動資金収支差額を0円とする。

(補正後の収支予算の金額)

第2条 収支予算の補正の勘定科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の収支予算の金額は、「別表 収支予算第2次補正」によるものです。

まず、「セルプしかつ拠点区分 資金収支予算 第2次補正明細書」から説明します。

この表は、セルプしかつ拠点区分資金収支を、縦に勘定科目ごと、横にサービス区分ごとに記載してあり、今回補正する勘定科目のみ表記しています。

それでは、主なものを中心に説明します。

まず、勘定科目・「収入」の「障害福所サービス等事業収入」「自立支援給付費収入」の「介護給付費収入」サービス区分「生活介護」ですが、260万円の増額を見込みました。

主な内訳として、今年度は35400利用者でスタートしましたが、7月下旬と9月末にそれぞれ14名、計2400利用者が退所したことにより、約150万円の減額となりました。

一方、障害支援区分が年度途中で上がった者が6名おり、その増額分が約140万円となるとともに、平日の利用率が89%で見込みを立てていたものが、実績としては92%弱となり、その増額分を約270万円見込み、これらを合わせて、260万円の増額となります。

因みに、障害支援区分の上げ幅ですが、障害支援区分「3」から「4」が3名、「4」から「5」が2名、「3」から「5」が1名です。

次に、「その他の事業収入」の「補助金収入」ですが、89万円の増額を見込みました。

内訳として、北名古屋市からの社会福祉法人助成の基準の一つである職員体制加算を7名の支援体制を見込んでいましたが、4月当初から8名の職員で支援しているため、補助金単価が利用者1人につき4,000円から6,000円に増額となるものです。

次に、「生産活動事業収入」ですが、80万円の増額を見込みました。

主な内訳として、喫茶室を今年度から毎日営業していますが、当初、年間 1,800杯分を見込みましたが、何とか軌道に乗ってまいりまして、これま での実績から、約4,200杯分、約48万円の増収を見込みました。

また、段ボールの紙器加工業からの受注作業も増えており、約22万円の増収、段ボール屑の売上げその他の生産活動の増収を見込み、合わせて80万円の増額となります。

次に、「経常経費寄附金収入」ですが、サービス区分「法人本部」で20万円の増額を見込みました。

今年7月13日に、熊之庄小鳥の有限会社様から20万円の寄附がありましたので、報告します。

したがいまして、「事業活動収入計(1)」としては、サービス区分「法人本部」20万円に、「生活介護」429万円を合わせた449万円の増額となります。次に、支出ですが、「人件費支出」として、サービス区分「法人本部」で8万円、「生活介護」で235万円、合わせて243万円の増額を見込みました。

内訳として、サービス区分「法人本部」「役員報酬支出」では、今年の4月の 評議員会・理事会、来年の評議員選任・解任委員選任に伴う理事会及び評議員 選任・解任委員会を見込み、8万円の増額となります。

サービス区分「生活介護」では、当初、直接処遇職員7名体制で見込みましたが、利用者支援を充実させるため、1名増員して運営を進めています。その1名分として、「常勤非正規職員賃金」160万円の増額となります。

その関連経費として、「職員賞与支出」を22万円、「法定福利費支出」を 14万円増額するものです。

「非常勤職員給与支出」につきましては、利用者の生産活動事業による経費

として支出を予定していた非常勤職員1名分の人件費のうち、1月から3月までの3か月分を「生活介護」サービス区分から支出するため、39万円の増額を見込みました。

サービス区分「法人本部」の「人件費支出」8万円、「生活介護」の「人件費支出」235万円、合わせて243万円の増額となります。

次に、「事業費支出」ですが、10万3千円の増額を見込みました。

内訳として、「給食費支出」は、利用実績の増加等による増額です。

「教養娯楽費支出」については、職員増員による関連経費です。

次に、「事務費支出」は、サービス区分「法人本部」で7千円、「生活介護」 で103万円、合わせて103万7千円の増額を見込みました。

内訳として、サービス区分「法人本部」「会議費支出」は、評議員会・理事会 等の開催日の増加によるものです。

サービス区分「生活介護」の「修繕費支出」は、80万円の増額を見込みました。

内訳として、以前から水道管が漏水しており、今回、その水道管の漏水を直すため、まず調査費として30万円、水道管補修工事費として50万円、合わせて80万円を見込みました。

「業務委託費支出」ですが、社会福祉法人制度改革に伴う「社会福祉充実計画」を踏まえ、施設の大規模修繕や建替え、共同生活援助施設、所謂、グループホームの建設に係る経費の積算根拠を明確にするため、設計士による概算設計の経費として20万円、その他を見込むものです。

「事務費支出」サービス区分「法人本部」7千円、サービス区分「生活介護」 103万円、合わせて103万7千円の増額となります。

次に、「生産活動事業支出」サービス区分「生活介護」は、生産活動の拡充や 利用者工賃の向上など、80万円の増額を見込みました。

喫茶室の営業拡大に伴う原材料費等の増加分として15万円、名刺印刷機の 故障に伴う外注加工費等増加分として25万円、利用者への工賃向上分40万 円を合わせて80万円の増額となります。

「その他の支出」「利用者等外給食費支出」は、職員を1名増員したことに伴う給食費の増額分を見込みました。

したがいまして、「事業活動支出計(2)」としては、サービス区分「法人本部」 8万7千円に、「生活介護」440万3千円を合わせた449万円の増額となります。

続きまして、「その他の活動による収支」ですが、サービス区分「法人本部」 収入「サービス区分間繰入金収入①」11万3千円の減額です。

これは、法人本部への寄附金収入が増えたことにより、「生活介護」サービス

区分からの繰入金が減額となるもので、サービス区分「生活介護」「その他の活動資金支出②」も同額の11万3千円が減額となっています。

なお、このサービス区分間の繰入れについては、サービス区分間取引消去の 処理により相殺消去され、別表「収支予算第2次補正」の表には、表記されま せん。

「当期資金収入合計」は、「事業活動収入計(1)」の額と「その他の活動収入計(7)」の額を合わせたものから、内部取引消去の処理を行うサービス区分間繰入金の額を差し引いた449万円の増額です。

「当期資金支出合計」についても、「事業活動支出計(2)」の額と「その他の活動資金支出計(8)」の額の合計を合わせたものから、「サービス区分間繰入金支出」を差し引いた449万円の増額となり、「当期資金収支差額合計(13)」は、収入・支出、差し引き0円となるものです。

「別表 収支予算第2次補正」として、「第2次補正明細書」の各勘定科目に おける補正額を大区分でまとめたものです。

「事業活動による収支」については、「事業活動収入計(1)」として、補正前の 予算額7,355万7千円に449万円を増額し、7,804万7千円とする ものです。

「事業活動資支出計(2)」は、補正前の予算額7,278万5千円に、449 万円を増額し、7,727万5千円とするものです。

よって、「事業活動資金収支差額(3)」は、補正額の収支差額が0円ですので、77万2千円の同額です。

「その他の活動による収支」のサービス区分間繰入金等については、サービス区分間取引消去という会計上のルールに従い相殺され、この表には表記されておりません。

したがって、「当期資金収入合計(11)」は、7,703万5千円に449万円を 増額し、8,152万5千円となるものです。

「当期資金支出合計(12)」についても、7,653万5千円に449万円を増額し、8,102万5千円となるもので、「当期資金収支差額合計(13)」は、差し引き0円となるものです。

資料として、セルプしかつ拠点区分における各サービス区分の補正前の予算額、今回補正額、補正後予算額の詳細が記載してありますので、参考にしてください。

以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第17号議案 平成28年度 社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次補正予算について」質問があ りましたら承ります。 議 長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第17号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支 第2次補正予算について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 举手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第17号議案 平成28年度社 会福祉法人師勝福祉会社会福祉事業収支第2次補正予算について」は、原案の とおり可決されました。

次に、「第18号議案 社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部改正について」 諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第18号議案 社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部改正について」 説明します。

社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部改正について

社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。 平成28年12月22日提出

社会福祉法人 師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、関係条文を改めることにより、育児や介護をしながら働く者が育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境を整備するためです。

育児・介護休業法は、平成28年3月に改正され、一部を除き、平成29年1月1日から施行されます。妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができ、仕事と家庭が両立できるよう労働環境を整備するものです。

新旧対照表で説明します。

第13条(セクシャルハラスメントの禁止)は、職員によるセクシャルハラスメント行為の禁止条項に、第2項として、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする「嫌がらせ、いじめ等」を防止するための措置を加えるもので、その改正により、性的な「嫌がらせ、いじめ等」のみではなく、「ハラスメント」全般を指す「嫌がらせ、いじめ等」に見出しを改めるものです。

第23条(無給休暇)第3号は、育児休暇の取得に際し、1日単位による休暇の取得を、半日単位による取得を可能とするものです。

第4号も同様に、介護休暇の取得に際し、半日単位による取得を可能とする ものです。また、同号及び第27条(介護休業等)の条文中、「家族」という文 言を、育児・介護休業法に準じ、「対象家族」に改めるものです。 附則として、この規則は、平成29年1月1日から施行するものです。 以上です。

- **議** 長 ただ今、説明のありました内容について、「第18号議案 社会福祉法人 師勝福祉会社会就業規則の一部改正について」質問がありましたら承ります。
- **議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第18号議案 社会福祉法人師勝福祉会就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

## 各評議員 举手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第18号議案 社会福祉法人師 勝福祉会社会就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。 次に、「第19号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正 について」諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「第19号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正 について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について

社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月22日提出

社会福祉法人 師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、関係条文を改めることにより、育児や介護をしながら働く者が育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境を整備するためです。

この議案は、臨時職員の就業規則です。改正の趣旨は、職員の就業規則と同じです。

新旧対照表で説明します。

臨時職員の就業規則には、「嫌がらせ、いじめ等」の条項そのものが規定されていないため、第5条の2として、「嫌がらせ、いじめ等の禁止」に関する条項を新たに加えるものです。

第8条(労働時間及び休憩)は、第5条の2を新たに加えたことに伴う条文の整備です。

第15条(無給休暇)第3号及び第4号は、育児休暇又は介護休暇の取得に際し、1日単位による休暇の取得を、半日単位による休暇の取得を可能とするものです。

附則といたしまして、この規則は、平成29年1月1日から施行から施行す

るものです。

以上です。

- **議 長** ただ今、説明のありました内容について、「第19号議案 社会福祉法人 師勝福祉会社会臨時職員就業規則の一部改正について」質問がありましたら承 ります。
- **議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第19号議案 社会福祉法人師勝福祉会臨時職員就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

## 各評議員 举手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第19号議案 社会福祉法人師 勝福祉会社会臨時職員就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第20号議案 社会福祉法人師勝福祉会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」 諮ります。

内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第20号議案 社会福祉法人師勝福祉会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部改正について

社会福祉法人師勝福祉会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年12月22日提出

社会福祉法人 師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行に伴い、関係条文を改めることにより、育児や介護をしながら働く者が育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境を整備するためです。

第18号・第19号議案で、職員及び臨時職員の就業規則で規定する育児休暇と介護休暇に関する一部改正を審議していただきましたが、この議案は、職員及び臨時職員の育児・介護休業に関する一部改正及び働き方の見直しに関する部分の一部改正です。

新旧対照表で説明します。

第2条 (育児休業の対象者) 第1項第2号は、育児休業の対象者を、子が「1歳になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと」を、「1歳6か月まで」に改めるものです。

第7条(介護休業の対象者)の他、介護に関する規定中、「家族」という文言

は、育児・介護休業法に準じ、「対象家族」に改めるとともに、第1項第2号は、 介護休業の対象者を、介護休業開始予定日から93日経過日から「1年を経過 する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと」を、「6か月」 に改めるものです。

第10条(介護休業の期間等)第1項は、介護休業の期間を、対象家族1人につき、通算93日まで「原則1回に限り」を、「3回を上限として、」分割して取得可能とするものです。

第4章(所定外労働の制限)は、育児・介護休業法に準じ、第4章として、 所定外労働の制限を加えるものです。

第12条(育児のための所定外労働の制限)は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、所定外労働の制限を請求した場合には、法人は、所定労働時間を超えて労働をさせないことを定めるものです。

第13条(介護のための所定外労働の制限)は、要介護状態にある対象家族 を介護する職員が、所定外労働の制限を請求した場合には、法人は、所定労働 時間を超えて労働をさせないことを定めるものです。

第14条(不利益取扱いの禁止)は、法人は、職員が育児・介護のために所定外労働の制限を請求し、又は制限時間を超えて労働しなかったことを理由として、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないことを定めるものです。

第15条(育児のための時間外労働の制限)は、育児・介護休業法に準じ、 「請求」を「制限」に改めるものです。

第16条(介護のための時間外労働の制限)は、条文の流れに応じ、条文を 整備するものです。

第18条(育児短時間労働)は、育児・介護休業法に準じ、育児短時間労働の対象者を、「小学校就学の始期に達するまでの子と同居し」を、「3歳に満たない子を養育する職員」に改めるものです。

第19条(介護短時間労働)は、介護短時間労働の取得方法を、「介護休業と通算して93日」を「介護休業とは別に、利用を開始しようとする日から3年間の範囲内で、2回までの利用」を可能とするよう改めるものです。

附則として、この規則は、平成29年1月1日から施行するものです。 以上です。

- 議 長 ただ今、説明のありました内容について、「第20号議案 社会福祉法人 師勝福祉会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」質問があ りましたら承ります。
- **議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第20号議案 社会福祉法人師勝福祉会育児・介護休業等に関する就業規

則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各評議員 举手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第20号議案 社会福祉法人師 勝福祉会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」は、原案の とおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

それでは、「その他」へ移ります。

まず、「社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会運営規程(案)の制定について」施設長から説明をお願いします。

施設長 「社会福祉法人師勝福祉会 評議員選任・解任委員会運営規程(案)の制定について」説明します。

改正社会福祉法に基づく新しい評議員は、評議員選任・解任委員会において、 来年の3月31日までに選任することになっていますが、その前提条件として、 評議員選任・解任委員会運営規程を制定し、その規定に基づいて評議員選任・ 解任委員の選任を理事会でお願いする予定です。

しかし、その運営規程の制定、評議員選任・解任委員の選任は、本日議決いただいた定款変更を所轄庁である北名古屋市へ認可申請し、その認可を受けた後ということになります。

時期については、来年3月に予定している来年度の「事業計画」「収支予算」の評議員会の前、1月中旬~2月中旬を予定しておりますが、今までの例ですと、理事会に提案する議案については、基本的には、全て評議員会に諮り、ご意見を伺ってから理事会で決定しておりました。

要するに、もう1回、評議員会を開催するということになります。

従って、次回の議題は、理事会の専決事項ということでもありますので、その辺りの事情も鑑みまして、次回は、評議員会を省略させていただき、理事会のみ開催して進めたいと考えております。

しかしながら、今回、その他の「報告」という形で、次回の理事会で制定していただく予定の運営規程(案)を説明させていただき、ご意見・ご質問があれば承ります。

「社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会運営規程(案)」をご覧ください。

第1条は、この規程を定める「趣旨」です。

第2条は、委員会の「所掌事務」で、評議員の選任及び解任を行うものです。

第3条は、「組織」で、定款第6条(評議員の選任及び解任)に規定するもの 以外の必要事項を定めるものです。

第2項は、監事の委員の決め方、

第3項は、外部委員の資格です。

第4条は、選任・解任委員の選任方法、

第5条は、選任・解任委員の任期で、選任後4年以内に終了する会計年度の うち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするものです。

第6条は、選任・解任委員の解任に係る事由です。

第7条は、会議の招集・進行に関する規定で、

第1項は、委員会の招集で、理事長が招集するものです。

第2項は、会議の進行で、委員会の進行は理事長が行い、選任候補者の推薦 及び解任の提案説明は、理事長が指名する理事が、施設長を想定していますが、 行うものです。

全国社会福祉法人経営者協議会の作成例では、議長を置くことになっておりますが、監事・事務局を含めた5人の組織ですので、わざわざ議長を置かず、司会・進行は、提案する理事会の代表である理事長が行い、5人の選任・解任委員の採決で決する方法とするものです。

第8条は、評議員の選任手続き、

第9条は、評議員の解任の手続きを定めるものです。

第10条は、決議の方法、

第11条は、議事録の作成について、定めるものです。

第12条は、庶務の規定、

第13条は、雑則です。

附則として、この規程は、所轄庁である北名古屋市の認可を受けた日から施 行するもので、期日は記載してありません。

以上です。

**議 長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

大野評議員 評議員は推薦か立候補か。

**施設長** 理事会で候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会で審議していただく ものです。

議 長 他に質問がないようですので、次に、「社会福祉法時師勝福祉会評議員 選任・解任委員会報酬基準(案)について」施設長から説明をお願いします。

施設長 「社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員会報酬基準(案)について」説明します。

変更後の定款第9条の規定に基づき、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬については、定款変更の認可を受けた後に、その支給に関し必要な事項を定める予定ですが、当該規定は、平成29年4月1日から施行する予定です。

しかしながら、新評議員の選任は、来年3月末までに選任する必要があり、 現在の予定では、来年度の「事業計画」「収支予算」を審議していただく3月の 評議員会の日、評議員会を始める前に開催したいと思っております。

そのため、平成28年度中に開催される選任・解任委員会に係る報酬の支給 に関して、その基準を定めるものです。

なお、改めて「評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する規程」が 制定されたときは、当該規程の制定の時点で、この報酬基準を廃止する予定で す。

「社会福祉法人師勝福祉会評議員選任・解任委員報酬基準(案)について」 をご覧ください。

社会福祉法人 師勝福祉会 評議員選任・解任委員の報酬は、

「1 報酬の額」は、日額5,000円とし、

報酬は、職務に従事した日数に応じて支給し、その都度とします。

附則として、この規程は、所轄庁である北名古屋市の認可を受けた日から施 行するもので、期日は記載してありません。

以上です。

**議 長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

質問はないようですので、次に、「平成28年度社会福祉法人師勝福祉会職員 研修計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 「平成28年度社会福祉法人師勝福祉会職員研修計画について」説明します。

この研修計画は、平成28年度セルプしかつ運営方針及び事業計画第1項第4号「職員の資質の向上」の方針及び指定障害福祉サービス事業所セルプしかつ運営規程、以下「運営規程」といいます、第21条の規定に基づき、本年6月23日付けで計画したものです。

本来、事業計画に併せて報告したかったのですが、間に合わなかったため、 本日の評議員会・理事会で報告させていただくものです。

「平成28年度 社会福祉法人 師勝福祉会 職員研修計画」をご覧ください。 "セルプしかつ職員の資質向上を目指し、良質かつ適切な障害福祉サービス を提供するため、次のとおり研修を実施"します。

「第1 採用時研修」は、運営規程第21条第1号の規定に基づき、職員採用後6か月以内に実施する研修です。

「内部研修」として、職務に精通した職員が講師となり、生活支援員として 必要な基礎的な知識・技能を身に付け、利用者支援の在り方を学ぶ研修です。

「第2 継続研修」は、運営規程第17条第2号の規定に基づき、職員採用後、継続して実施する研修です。

「1 内部研修」として、「採用時研修」と同様、職務に精通した職員が講師となり、生活支援員として必要な専門的あるいは総括的な知識・技能を習得し、

生活介護サービスの向上を目指すとともに、職員の経営意識を高める研修です。

- 「(1) 初任者研修」と「(2) 一般研修」、「(3) 専門研修」に分類し、
- 「(1) 初任者研修」は、1年目・2年目の生活支援員に必要な知識・技能を 身に付ける研修、
- 「(2) 一般研修」は、生活介護サービスの提供に係る個別の事例を通して、 情報の共有・交換を行いながら、障害者支援に関する実践的な知識と技能を習 得する研修、
- 「(3) 専門研修」は、法令や効率的・効果的に仕事を進めるための技法を学ぶことにより、事務改善を実践するための知識を習得する研修です。
- 「2 外部研修」として、行政、関係機関等が実施する研修会へ参加することにより、組織が効果的に機能する専門的あるいは総括的な能力を養い、障害福祉サービスの向上を目指すとともに、法人職員としての意識を高める研修です。
- 「(1) 一般研修」は、経験年数や役職に応じて、職員として必要な知識と技能を習得する研修、
- 「(2) 専門研修」は、障害福祉に関わる新たな課題や動きに対応するために必要な専門的知識と技法を習得するとともに、職場へ反映させる研修です。

以上、計画を立てましたが、計画どおり実施された研修、諸般の事情により 実施されてない研修、そして新たに加えられた研修があります。

現場を抱えているため、内部研修については、平日の昼間に実施することが難しく、土曜日あるいは日曜日の実施にせざるを得ず、その辺りに日程調整の難しさがあることが実情です。

例えば、「第1 採用時研修」の「内部研修」は、7月16日(土)に実施しましたが、「第2 継続研修」の「内部研修」は、未実施です。

従って、この研修については、「一般研修」として、他の「初任者研修」・「専門研修」も兼ねて、職員全員を対象として、来年の2月4日(土)に実施する予定です。

「外部研修」については、定員の関係で、参加を申し込んでも参加できない 研修もありますが、できるだけ多くの職員が参加できるよう配慮していきたい と考えています。

以上です。

**議 長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

質問はないようですので、次に、「喫茶室の営業状況について」事務局から説明をお願いします。

**事務局** 「ふれあい喫茶 セルプしかつ」営業状況について」報告いたします。 「ふれあい喫茶 セルプしかつ」については、今年の4月4日(月)から、 毎週水曜日の営業を、祝日や特別な日を除く毎日に拡充して営業しているところです。

その4月から先月11月までの8ヶ月間の営業状況を報告します。

- 8ヶ月間の営業日数は、156.5日でした。
- 0.5日というのは、セルプしかつの行事等で、午前のみ・午後のみの営業 があるからです。

注文数は2,578杯・1日当たり16.47杯で、8ヶ月間の売上金額は5 5万900円・1月当たり6万8,862.5円でした。

チケットの売上は152枚・28万1,600円。その内訳は2,000円が40枚、1,800円が112枚です。

過去の実績は、概ね1月当たり1万5,000円弱でしたので、4.5倍強 の売上げとなっています。

なお、原価は、珈琲の豆・その他飲物・食パン・ケーキ材料・お手拭等の消耗品で、合わせて、原価率は35%弱です。

クッキーとラスクですが、ラスクは保存してある手作りケーキの賞味期限が間近なものを活用し、ラスクにして販売しているものです。販売数は、喫茶室のみの売上は、200円のクッキーが170袋・3万4,000円、100円のクッキーが95袋・9,500円、合わせて4万3,500円、ラスクが120袋・1万2,000円、クッキーとラスクを合わせて5万5,500円でした。

全体では、200円のクッキーが1,240袋・24万8,000円、100円のクッキーが698袋・6万9,800円、合わせて31万7,800円、ラスクが174袋・1万7,400円、クッキーとラスクを合わせて33万5,200円でした。

過去の実績は、概ね1月当たり3万5,000円前後でしたので、1.2倍程の売上げの伸びとなっています。

売上げが伸びた要因としては、喫茶を毎日営業したことによる宣伝効果、ラスクという新製品が加わったことだと考えています。

なお、原価は、原材料・クッキー用袋、シール等の消耗品、販売委託料で、 合わせて、原価率は65%程です。

お客さんがもっと増えるよう、これからも工夫を重ねたいと考えています。 以上です。

議 長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。 福永評議員 喫茶収入は、経費が掛かったとしても、大幅な収入増になっている。 事務局 原価率から見ても大きな増収になっており、補正予算のとおり、喫茶だ けで48万円程の増収となっています。 **施設長** 48万円というのは、当初予算の見込みより48万円の増収ということです。

生産活動全体の話となりますが、利用者へは、毎月の工賃と6月・12月にボーナスを支払っています。毎月の工賃も多少上がっていますが、6月に最高で1万円、12月は最高で2万円のボーナスを支払うことができました。

福永評議員 喫茶の利益は、利用者に配分されるのか。

**施設長** すべての利益は、利用者に配分されます。喫茶の売上だけが利用者の工賃増へつながった訳ではないですが、喫茶の売上が工賃の増額へ大きく反映されています。来年は、ボーナスではなく、毎月の工賃へ反映させたい。

福永評議員 喫茶の出前は結構あるのか。

施設長 残念ながら、出前は余り無いです。

**福永評議員** 配膳に時間が掛かるため、時間の短い会議では注文しにくいという話を聞く。もう少し早く配膳してもらえると、利用し易くなるのではないか。 施設長 分かりました。

福永評議員 公民館が近くにできたので、利用はあると思う。

**施設長** 公民館には期待していますので、よろしくお伝えください。

**吉田評議員** 私たちボランティアは、この会議室を借りて会議を行い、喫茶を利用している。利用者が配膳する姿を見て、知ってもらうことも必要かと思う。会議室の貸出しをして、喫茶の利用を進めることはどうか。

**施設長** 問合せをしていただき、会議室が空いているなら、使っていただきたい。 利用料は、1人200円です。会議室の貸出しも宣伝したい。

**議 長** 他に質問がないようですので、議事以外のことで質問・意見等ありますか。

## 評議員 …

**議 長** ないようですので、何かありましたら、事務局へ申し付けください。 事務局からありますか。

事務局 行事予定として、

1月14日(土)午前10時「北名古屋市商工会青年部OB会餅つき大会」 2月22日(水)午後1時「尾張中央ロータリークラブ支援事業」。今年度は「人形劇」の鑑賞が予定されています。

3月4日(土)午前11時「小牧基地オープンベース事前招待」

1月19日(木)午前10時45分「保護者会主催による新年会」

**議 長** 他に意見等はないようですので、本日の評議員会はこれで閉会します。

(閉会 午前11時15分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者